

「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例（案）」について

県民の皆さんのご意見・ご提案を募集します

SNSをはじめとするインターネットにおける誹謗中傷、プライバシー侵害、不当な差別等による人権侵害が深刻な社会問題となる中、国も法律を改正して、情報流通プラットフォーム対処法を制定しました（令和7年4月1日施行）。

県としても、こうした問題に対して取り組むべき施策や関係者の責務を明確化するため、新たに条例を制定することとし、令和6年7月からインターネット上の人権侵害等の防止に関する有識者会議で検討を行ってまいりました。

このたび、素案を作成しましたので、その内容について県民の皆様から広く意見を募集します。

提出いただいたご意見等の概要とこれに対する県の対応については、後日、兵庫県議会に提案する条例案とともに公表予定です。

1 詳しい資料の閲覧方法

(1) インターネット

兵庫県庁ホームページ（県民生活部総務課人権推進室のページ）に掲載しています。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/netjinkenjoreipc.html>

(2) 法務文書課県民情報センター（神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県庁1号館1階）

(3) 送付をご希望の方は、宛先（送付先）を記入し、270円の返信用切手を貼った定形外封筒を下記のご意見等の提出先まで送付してください。

なお、お送りする資料は、「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例（案）」のみであり、その他の参考資料はお送りできませんのでご了承ください（県民情報センターでは、参考資料を含めてすべての資料がご覧いただけます）。

2 ご意見・ご提案の提出

(1) 受付期間

令和7年8月19日（火）から令和7年9月9日（火）まで（必着）

(2) 提出方法

ア 記載様式は自由です（よろしければ裏面の様式をご利用ください。）。

イ 提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所（所在地）、名前（団体名）、電話番号のご記入をお願いします。

ウ 下記の提出先まで、電子申請、電子メール、Fax、郵送、直接持参により提出してください。

なお、電話などによる口頭でのご意見等の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県県民生活部総務課人権推進室

電話：078-362-3229 Fax：078-362-4266

e-mail：jinken@pref.hyogo.lg.jp

「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例(案)」についてのご意見・ご提案

| |
|--|
| |
|--|

※1枚で書ききれない場合は、どのような用紙をお使いいただいても結構です。

| | |
|----|------|
| 住所 | |
| 氏名 | 電話番号 |

【提出先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県県民生活部総務課人権推進室人権推進班
電話：078-362-3229 Fax:078-362-4266
Eメール:jinken@pref.hyogo.lg.jp